

フカボリ

武蔵野市の外国人も住民投票案、10年前の伏線 「標的に…」

有料会員記事 フカボリ

宮野拓也、井上恵一朗 編集委員・藤生明、赤田康和 2021年12月11日 16時00分

シェア

ツイート
list

ブックマーク
4

スクラップ

メール

印刷



武蔵野市の松下玲子市長=2021年12月9日午後5時3分、東京都武蔵野市、宮野拓也撮影



東京都 武蔵野市 が市議会に提案した 住民投票 条例案への反対運動が激しさを増している。多様な声を市政に反映したいとして、外国籍の住民の参加を認める内容だ。反対派は「外国人参政権の代替になり得る」と主張する。同様な条例が既にある中、なぜ過熱するのか。

市役所周辺で大音量の街宣車

「民意そのものがゆがみかねない」。同市を含む選挙区が地盤の 長島昭久・衆院議員（自民）が9日朝、JR 吉祥寺駅 前でこう訴えた。自民系会派の市議も条例案への反対を訴えた。自民系会

派代表の小美濃安弘市議は「条例案を出し直させたい」と話す。

条例案はその都度、条例を定める「個別型」でなく、投票資格者の4分の1の署名があれば議会の可決なしに実施できる「常設型」。市長・議会の「二元代表制」を補完する意義がある。13日の市議会総務委員会で採決される。

反対派が問題視するのは、18歳以上で市の 住民基本台帳 に3カ月以上続けて登録されている者という参加要件に外国籍住民が含まれている点だ。市長選などでの参政権がないのに住民投票に参加を認めれば、民意がゆがむというのだ。

長島氏は「外国籍の住民は少なくとも3年以上、市内に住む人という要件は必要」と訴える。議論が不十分だとして「拙速だ」とも批判している。

松下玲子市長は「条例案は多様性を認める社会につながる」と意義を強調する。「拙速」との批判には市は数年前から議論を重ねていると反論する。今年3月のアンケートでは外国籍の住民を投票資格者に含めることに73・2%が賛成だった。

保守色の強い 自民党 国会議員らでつくる団体は9日、「外国人参政権の代替になり得る」として反対する声明を発表した。

さらに、市役所周辺では街宣車が大音量で反対を訴え、排外主義的な団体も「自治体乗っ取り条例」などと声を張り上げてきた。一方、賛成派は愛敬浩二・早稲田大教授や上野千鶴子・東大名誉教授らが名を連ねた声明を11月に発表し、「威圧的な宣伝や脅迫まがいの行動が跋扈（ばっこ）している」と指摘。外国籍住民の声が反映されれば「地方自治を深化・発展させる」と強調している。

市内の男性（35）は「こういう制度がなければ外国籍の方が意見表明する場はない。むしろ必要な制度」と話す。パート勤務の女性（64）は「長く住まない地域のことには分からない」と反対だった。（宮野拓也、井上恵一朗）

類似条例は約40自治体、同種は2自治体

武蔵野市によると、外国籍の人が住民投票に参加できるのは約40自治体。「在住期間3年以上」など条件を設ける自治体もあるが、2006年施行の神奈川県 逗子市 と09年施行の大阪府 豊中市 は武蔵野市と同じ条件で認める。

武蔵野市の住民投票条例案は、自治基本条例に基づく。自治基本条例は、自治体運営の基本理念などを定め、地方分権一括法が施行された00年以降、全国で制定が相次ぎ、名称は各地で町づくり条例など異なるが、約400自治体が定める。

だが、野党時代の自民党がその動きにブレーキをかけた。11年、「国家の否定が根底にある条例」とする資料を都道府県連に配布。憲法改正をめざす日本会議も同調。自民党のプロジェクトチームの参謀役だった八木秀次・麗澤大教授（憲法）は「それ以降、潮目が変わった」と語る。制定阻止の運動が盛り上がる中、自治基本条例やそれを元に住民投票条例を作る動きは鈍化した。沖縄県 石垣市 議会が6月、自治基本条例から住民投票の条項を削除するという動きも起きた。それだけに、日本会議のメンバーは自治基本条例に基づく武蔵野市の住民投票条例案の動きを知り「なぜ、今頃」と感じ、制定反対の意見を同市に届けるよう周囲に呼びかけたと明かす。

明戸隆浩・立教大 助教（多文化社会論）によると排外主義的な団体による自治基本条例への反対も約10年前から活発化しており、「他の自治体の動きが沈静化していた中、武蔵野市が条例案を提出し、標的にされてしまった」と話す。

それでも、各地の条例制定のアドバイザー役を務めてきた小原隆治・早大教授（地方自治）は自治基本条例の重要性を説く。条例策定時は「参加と協働」が盛んに言われた。右肩さがりの時代、行政ができない部分は市民がやっていく必要性が出てくる。「様々なバッシングはあるが、市民参加のルールの根幹を作った条例が大事であることは変わらない」（編集委員・藤生明、赤田康和）

山元一・慶大教授（憲法学）の話

「外国人参政権の代替になり得る」という反対派の主張は論理が飛躍している。憲法はたしかに 国政選挙 での 選挙権 を日本国籍のある人に限っているが、市長や市議を選ぶ選挙権を外国籍の住民に与えることは禁じていない。住民投票でも同様だ。投票を認める外国籍の住民の要件について「自治体との特段に緊密な関係を持つ人」との 裁判例 はあるが、「3カ月以上 在住」がただちに問題だとはいえないだろう。外国籍の住民にどこまで 投票権 を与えるか、各自治体が判断すればよい。それこそが憲法の保障する住民自治だ。